

ご存じですか？

医療福祉費支給制度 & はぐくみ医療費支給制度



医療福祉費支給制度（マル福制度）は、妊産婦、乳幼児、ひとり親家庭の母子・父子、重度心身障害者などに対して、医療費の一部を助成する制度です。

また、市の独自事業「はぐくみ医療費支給制度」は、マル福制度で所得制限を受ける乳幼児（未就学児）や、対象疾病が限定された妊産婦を対象に、医療費の一部を助成する制度です。

種別	対象者	対象期間	助成内容	所得制限額※4
妊産婦	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦のうち、産婦人科等で妊産婦特有の疾病と診断を受けた人	対象疾病の診断日から出産月の翌月末まで	保険診療分の医療費のうち、外来・入院自己負担金※1を超える医療費	本人又は配偶者の所得401万円未満（扶養1人増で30万円加算）又は同居する家族の所得が1,000万円未満
乳幼児	小学校入学前までの子（未就学児）	出生日から小学校へ入学する年の3月31日まで	保険診療分の医療費のうち、外来・入院自己負担金※1を超える医療費	父又は母の所得が401万円未満（扶養1人増で30万円加算）又は同居する家族の所得が1,000万円未満
ひとり親	①離婚・死別などにより配偶者のいない人で、18歳未満の子を監護している親とその子※2 ②両親のいない子	申請のあった日から子が18歳になった年の3月31日まで※3	保険診療分の医療費のうち、外来・入院自己負担金※1を超える医療費	親の所得が309万6千円未満（扶養1人増で38万円加算）又は同居する家族の所得が1,000万円未満
重度心身障害者等	①身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級まで） ②療育手帳のマルA・A判定（B判定の場合は身体障害者手帳3級保持者） ③障害年金1級 ④65歳以上の人は、上記要件に該当し、かつ後期高齢者医療制度に加入した人	手帳交付月の初日から	保険診療分の医療費	本人の所得が520万9千円未満（扶養1人増で38万円加算）又は同居する家族の所得が636万7千円（扶養1人の時は661万円6千円未満、以下扶養1人増で21万3千円加算）
はぐくみ妊産婦	母子手帳の交付を受けた妊産婦（マル福制度対象疾病以外の疾病を助成）	母子手帳交付月の初日から出産月の翌月末まで	保険診療分の医療費のうち、外来・入院自己負担金※1を超える医療費で、助成は償還払い※5	本人又は配偶者の所得401万円未満（扶養1人増で30万円加算）又は同居する家族の所得が1,000万円未満
はぐくみ乳幼児	所得制限によりマル福を受けられない小学校入学前までの子（未就学児）	出生日から小学校へ入学する年の3月31日まで	保険診療分の医療費のうち、外来・入院自己負担金※1を超える医療費	なし（市・県民税が未申告の人は受けられません）

（※1）外来・入院自己負担金について（調剤薬局は除く）

外来自己負担金…1医療機関につき1日600円（600円未満はその額）、月2回まで
入院自己負担金…1医療機関につき1日300円（月3,000円限度）

（※2）配偶者が重度心身障害者等に該当し、一定期間を経過すると、その家族もひとり親に準じるものとして認定されます。

（※3）子が重度心身障害者等に該当している場合や高校在学中は20歳まで延長となります。

（※4）各区分における所得制限額は、定額控除（8万円）を加えた額となっています。

（※5）医療機関窓口で一旦支払いを済ませ、診療月の翌月以降に申請してください。



☆マル福制度・はぐくみ医療費支給制度は、申請により適用されます。申請が遅れたときは、申請月から適用となります。（期間のさかのぼりは行いません）

医療福祉費に関する問い合わせ…
医療保険課医療福祉グループ
（内線252）

長寿医療制度(後期高齢者医療制度) 被保険者証が更新されます



長寿医療制度では、医療機関で支払う窓口一部負担金の割合を、前年の住民税課税所得によって、「1割」または「3割」の判定を行うことから、毎年8月1日に被保険者証を更新します。このため現在お持ちの被保険者証は有効期限が7月31日となっています。

更新された被保険者証は、7月末までに郵便でお手元に届きますので、8月1日からは新しい被保険者証で受診してください。

長寿医療制度に関する問い合わせ

医療保険課医療福祉グループ 内線243・252

茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎029-309-1213

区分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割負担	本人または同一世帯の被保険者の市民税納税通知書の課税標準額が145万円以上
一般	1割負担	本人または同一世帯の被保険者の市民税納税通知書の課税標準額が145万円未満

国民健康保険

高齢受給者証が送付されます。

国民健康保険に加入している人で、70歳以上の人は75歳になるまで国民健康保険高齢受給者証が交付されます。国民健康保険受給者証は、毎年8月に更新されるため7月下旬に対象となる人に送付されます。

自己負担割合は、前年中の収入に応じて判定されます

70歳になると、医療機関受診の際の自己負担割合が変わります。対象となるのは、70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人は誕生日の月）からです。

◎今回の判定で自己負担割合が2割となった人は…平成22年8月1日から23年3月31日までは1割負担のままで、平成23年4月1日からは2割負担の予定となっております。

高齢受給者証の有効期限 は、
毎年8月1日～翌年7月31日の1年間です。

また翌年7月31日以前に75歳の誕生日を迎えられる人は長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移行されますので、誕生日の前日までが有効期限となります。

国民健康保険に関する問い合わせ

医療保険課国保グループ 内線245・246

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付

長寿医療制度被保険者

8月1日に長寿医療（後期高齢者医療）制度の被保険者証（保険証）が更新されます。これに伴い、住民税非課税世帯に該当する被保険者の人には、限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。

制度の改正により、前年度申請している人は、今年の申請は不要になりましたので、保険証の封筒に同封して7月中に郵送します。

なお、新たに対象になる人には、申請書を郵送しますので、提出してください。

問申 医療保険課医療福祉グループ

内線240・252

国民健康保険被保険者

▶**住民税非課税世帯の人** = 世帯主および国民健康保険加入者全員が住民税非課税の場合は、申請により限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。入院時に認定証を医療機関に提示すると、医療費の支払いが限度額までとなり食事代も減額されます。（過去12か月の入院日数が90日を超える場合は、入院証明書か領収書の写しを持参してください）

▶**住民税課税世帯の人** = 国民健康保険加入者で70歳未満の人が入院する場合、限度額適用認定証を交付します。入院時に認定証を医療機関に提示すると、医療費の支払いが限度額までとなります。

【申請方法】 8月2日以降、国民健康保険証と印鑑を持参し、本庁および各支所の国保窓口で申請してください。また、すでに認定証を交付された人は差し替えますので持参してください。

※国保税の滞納があると、限度額適用認定証は交付できません。

問申 医療保険課国保グループ 内線245、246

電子申請をご利用ください

「いばらき電子申請・届出システム」を利用すれば、市役所の窓口に行かなくても、自宅のパソコンからインターネットを利用して、深夜や休日でも届け出や申請を行うことができます。

現在のところ、手続きの際に別途必要となる書類の提出や市からの文書の交付、手数料の支払いなどについては郵送又は、窓口に来ていただくことになります。

利用するには

電子申請・届出システムのホームページにアクセスをして、事前登録が必要です。

※手続きによっては、本人確認のため、公的個人認証サービスを受けた住民基本台帳カードとICカードリーダーが必要になります。<http://www.jpki.go.jp>（公的個人認証サービスホームページ）

いばらき電子申請・届出システムは、筑西市だけではなく茨城県や警察への申請なども行うことができます。

詳しい操作方法はホームページをご覧ください。

いばらき電子申請・届出サービス

<https://www1.asp-ibaraki.jp/e-home/SinseiPortal/toppage.do>

県の申請も可能

筑西市で申請などが可能なサービス（32項目）

住民関連	戸籍の附票の写しの交付請求 (公)	母子関連	母子健康手帳交付申請（妊娠届出） (公)	
	住民票／除票の写しの交付請求 (公)	国保関連	国民健康保険限度額適用・標準負担額認定に係る申請（70歳以上74歳以下）（69歳以下）	
	付記転出届 (公)		国民健康保険税簡易申告 (公)	
身分（身元）証明書の交付申請 (公)	国民健康保険の喪失手続 (公)			
税務関連	家屋の滅失の届出		国民健康保険への加入手続 (公)	
	固定資産評価／公課証明書交付申請 (公商)		修学中被保険者該当届 (公)	
	所得証明書交付申請 (公)		乳幼児医療福祉費受給者証交付申請（マル福） (公)	
	住民税課税（非課税）証明交付申請 (公)	妊産婦医療福祉費受給者証交付申請（マル福） (公)		
	土地・家屋現況証明書交付申請 (公商)	介護関連	介護保険住所地特例適用・変更・終了届 (公商)	
法人異動・変更申告	介護保険負担限度額認定申請 (公商)			
法人解散・廃止・結了申告	居宅サービス計画作成依頼（変更）届出 (公商)			
法人設立・開設申告	要介護（要支援）更新認定申請 (公商)			
納税関連	納税証明書交付申請 (公商)	要介護（要支援）認定区分変更申請 (公商)	生活環境 関連	特定施設設置者の氏名等の変更に関する届出 (公商)
犬関連	犬の所有者住所等変更届	要介護（要支援）認定申請 (公商)		
	登録犬死亡届			
情報公開 関連	公文書の公開（開示）請求			
	情報の任意的開示申出			

(公)…公的個人認証サービスの電子証明書が必要 (商)…商業登記に基づく電子認証が必要

電子申請・届出サービスの操作体験できます



県情報政策課（県庁8階）と県北・鹿行・県南・県西の各合同庁舎の県民福祉課窓口にて、いばらき電子申請・届出サービスの体験ができるパソコンコーナーを設置しています。

わからない場合、職員が操作方法などを説明しますので、窓口でお気軽に声をおかけください。

◀県西合同庁舎での電子申請の操作体験の様子

■電子申請に関する問い合わせ 情報政策課 情報管理グループ（内線348、349）



「第60回社会を明るくする運動」の強調月間が7月1日からスタートするのを受け、保護司会筑西分区のみなさんが6月3日市役所を訪れ、吉澤範夫市長に法務大臣のメッセージを伝達しました。

社会を明るくする運動

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

「信じてくれる人がいること。必要とされる場所があること。それは、更生にとって大きな支えとなります」



市村さんは昭和63年から保護司として活躍されています。保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。保護観察対象者の指導や犯罪予防活動などに取り組んでいます。

「私が担当した少年が数年後に社会人として立派に働いていました。彼から世話になったと声を掛けられたときは本当にうれしかったね」と市村さん。

保護司の仕事を通じて得られる大きな喜びが、立ち直りの未来を支える大きな力になっています。

保護司会筑西分区長
いちむら たろう
市村 太郎さん(西方)

「社会を明るくする運動」はすべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。今年で60回目を迎えます。

7月1日から強調月間が始まるのを受け、市推進委員会では下記のとおりキャンペーンを展開します。

第60回社会を明るくする運動キャンペーン

月日	時間	場所	内容
7/1(木)	午前7時～	下館駅前	街頭キャンペーン
	更生保護女性会 愛の募金活動 ～7/31		
7/6(火)	午前7時30分～	協和中学校	あいさつ運動
7/7(水)	午前7時～	明野中学校	あいさつ運動
7/10(土)	午後4時～	エコス明野店	街頭キャンペーン
7/13(火)	午前6時50分～	新治駅前	街頭キャンペーン
	午前10時40分～	関城西小学校	非行防止教室
	午後1時45分～	関城東小学校	非行防止教室
	午後3時～	スーパーツカダ	街頭キャンペーン
7/15(木)	午前7時～	玉戸駅前	街頭キャンペーン
	午前10時40分～	関城中学校	非行防止教室



昨年7月に下館駅前で行われたキャンペーン。保護司会や更生保護女性会など関係団体のみなさんが犯罪や非行の防止を呼びかけました。

問い合わせ 社会福祉課 内線264、249

10月より

新たに
平成22年4月1日現在で
満65歳の人も

年金から住民税の 引き落としが始まります。

現在、年金を受給し住民税の納税義務のある人は、年4回、役所や銀行などに出向き、住民税を納めています。10月からは、住民税を年金から引き落とし（特別徴収）ことになり、年金の支払いをする日本年金機構などが直接、市に個人住民税を納めるようになりますので、対象となる人は金融機関などに行く必要がなくなります。

新たな税負担が生じるものではありません

住民税の年金からの引き落とし（特別徴収制度）の導入は、納付方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

4月1日現在65歳になられた年金受給者のうち、住民税の納税義務者が対象

引き落としの 対象となる年金とは…

老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等を言います。障害年金及び遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の引き落としはされません。

引き落とされる 住民税額は…

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与から引き落とし、または納付書で納めていただくことになります。

引き落としが 中止となる場合は…

引き落とし開始後、市外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収（納付書により金融機関などで納める方法）により納めていただくことになります。

右記の人については、
対象となりません⇒

- ★介護保険料が年金から引き落とされていない人
- ★引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える人 など

10月支給分の年金から引き落としが始まります

例えば…住民税の年税額が6万円の場合（年金所得のみ）

平成22年度の納め方

月	納付書で納める		年金から引き落とし		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

平成23年度以降の納め方

月	年金からの引き落とし					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	前年度2月と同じ額			23年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

住民税に関する問い合わせ… 市民税課市民税グループ（内線 442、466）

新ランチメニュー

ごほうランチ 1,280円(税込1,344円)

お好み小井ランチ 850円(税込893円)

ごほう下館本店

【住所】筑西市一本松482
【営業時間】日～木 11:00～22:30
金土祝前 11:00～23:30

☎0296-22-7878

至水戸
至小山
カワチ
マクドナルド
日本ハム

ランチメニューご試食クーポン

100円OFF

※本券は下館本店でのみお使い頂けます。
※お一人様一枚限り有効です。
※他サービスとの併用はできません。
有効期限 平成22年8月末日

ランチメニューご試食クーポン

100円OFF

※本券は下館本店でのみお使い頂けます。
※お一人様一枚限り有効です。
※他サービスとの併用はできません。
有効期限 平成22年8月末日

「日本一おいしい」「こだまスイカ」を召し上げ

5月19日、筑西市産の「こだまスイカ」をPRするために、吉澤範夫市長やJA北つくばの加倉井豊邦理事長、JA北つくばこだま西瓜部会の下条藤夫会長、筑西・桜川こだまスイカ産地女性の会の栗原良枝会長らが県庁とNHK水戸放送局を訪ねました。

NHK水戸放送局では、お揃いの法被を着込み、スタジオ入り。県域デジタルの生放送で水戸・土浦地域に放送されました。

また、県庁では農林水産部局や記者クラブでPR活動を行った後、橋本昌知事を訪問。吉澤市長が「茨城を代表する銘柄として全国にPRしてほしい」とあいさつすると、試



NHK水戸放送局のスタジオで県域デジタル放送の生放送に出演。カメラの前で日本一のこだまスイカをPRしました。



全国に筑西市産のこだまスイカを売り込んでほしいと橋本昌知事に要望してきました。

集中豪雨を想定し本番さながらの水防訓練を実施

食した橋本知事は「しやり感と甘みが抜群ですね」と応えていました。

本格的な梅雨入りを前に、5月22日、旭ヶ丘の母子島遊水地で水防訓練を実施しました。訓練には市消防団員のほか広域消防職員、国土交通省下館河川事務所の職員など約400人が参加しました。



筑西土木事務所職員の指導を受けながら、「五徳縫い」や「木流し」などの水防工法を訓練しました。

訓練は「集中豪雨で小貝川の堤防から水があふれ、堤防に亀裂が生じる恐れがある」との想定で行われ、団員らは県筑西土木事務所職員の指導を受けながら、土のう積みやシート張りなどを行いました。また、3月に発足した消防団機動部隊による重機を使った訓練も行われました。



訓練終了後は消防団本部員や来賓による巡視が行われ、各工法の見事な仕上がりを確認しました。

温暖化防止キャンペーン

日ごころ環境問題に興味がない人たちにも意識を持ってもらいたいと、地球温暖化防止活動推進員のみなさんが、6月4日、市内のホームセンターでキャンペーンを行いました。推進員のみなさんは買い物客にチラシなどを配布し、「一人ひとりの心がけが大切です」と呼びかけていました。



買い物をする時にも環境問題に配慮した商品を購入するようにと呼びかける推進員のみなさん。

安井収蔵美術館長によるギャラリートーク

5月22日、「森田茂新収蔵品展」の関連行事として、しもだて美術館の安井収蔵館長が、ギャラリートークを行いました。

森田先生と親交のあった安井館長は「文化勲章を受章し、筑西市の誇りとなる人物であり、美術史に残る作家」と語り、トーク終了後は、参加者と共に作品を鑑賞しながら、森田先生の人柄や創作活動の様子などを紹介していました。



森田茂先生との思い出を語る安井収蔵館長。美術館に足を運んで本物を見てほしいと話していました。

ダイヤモンドホール
DIAMOND HALL
生涯忘れられない感動溢れる結婚式を...

大宴会場・小宴会場・和室(30名様迄) 祝事・歓送迎会・同窓会・各種パーティー等各種会合受け付けております。カラオケ有

ダイヤモンドビアガーデン
6月24日(木)~8月28日(土)
PM6:00 ~ PM9:00 ※毎週火曜日と8/16(月)は休業します。

前売券 発売中!!
1,800円(税込) 10枚購入で1枚サービス

飲み放題パック 3,500円(税込)
枝豆、五目薩摩串揚げ、シーフードサラダ、フライドチキンスパイ風味、揚げ餃子薬味ソースかけ、ソースやきそば

レディースデイ 1,000円(税込)
毎週月曜日・飲み放題

雨天時は、パンケットホールにて営業します。

☎ 0296-28-8511 茨城県筑西市玉戸 1053-4
http://www.s-diamondhall.co.jp